

4. 労働契約締結後、甲による、乙の紹介した医師にとって不利益な労働条件の変更により賃金等が減額となった場合、甲は乙に対して、当該減額を理由とした報酬の減額・返還その他一切の異議・請求を行わないものとする。

第4条（特命事項への報酬）

本契約第1条に定める委嘱事項以外に、甲が指定する別の特命コンサルティング業務を乙が行う場合の報酬は、本契約第3条とは別にその都度これを定める。

第5条（採用の決定と通知）

1. 甲は乙より紹介された医師の採用を決定した場合、甲は労働契約書の写しを直ちに乙へ送付する。
2. 乙が紹介した医師と甲との労働契約について、労働条件の変更を行った場合、甲は乙に対して、直ちに変更内容を通知するものとする。

第6条（報酬支払いの時期及び方法）

1. 甲は乙に対し、当該医師が入職した月の翌月末日までに、本契約に定める報酬を乙が指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。また、月の16日以降に入職した場合でも、翌月末までに支払うものとする。なお、振込に要する費用は甲の負担とする。
2. 本契約第3条2項又は同3項に基づく追加報酬については、甲は乙に対し、変更された労働条件による労働契約を締結した日が属する月の翌月末日までに追加報酬を支払うものとする。当該締結日が16日以降である場合も同様に、翌月末までに追加報酬を支払うものとする。

第7条（返済義務）

乙が甲に紹介した医師が、入職後医師本人の責による解雇（但し、労働契約法16条に違反しないものに限る）、または自己都合により退職した場合は（以下「退職等」という）、又は本契約第3条に定めた報酬額を、次の基準で甲に返還するものとする。

- ・採用による労働契約締結後1ヶ月未満での退職等の場合 100%
- ・採用による労働契約締結後3ヶ月未満での退職等の場合 50%

第8条（禁止行為及び違約金）

1. 甲は本契約期間中及び本契約終了後1年間は、次の行為を行ってはならない。
 - ① 乙の紹介した求職者に対し、乙を介さず直接連絡を行うこと。
 - ② 乙の紹介した求職者について乙を介して交渉を行った結果、一旦は労働契約締結に至らなかったものの、後日、当該求職者との労働契約締結を行うべく、乙を介さずに当該求職者に対して直接連絡を行うこと。
 - ③ 乙の紹介した求職者と締結した労働契約が終了した後、当該求職者と再度労働契約を行うべく、乙を介さず当該求職者に対して直接連絡を行うこと。
 - ④ 紹介手数料を免れることを目的とした画策、求職者への教唆その他一切